

2016.5

# 消費者相談室ニュース

## いつのまにか定期購入になっている 通信販売にご注意！

インターネットやテレビショッピング、新聞折り込みチラシなどの通信販売で、「お試し価格」や「モニター価格」の広告を見て、1回限りの購入だと思って申し込んだら、定期的に商品を購入することになってしまったというトラブルが寄せられています。価格のお得感に魅かれて販売条件の記載を見落としたり、契約内容をよく理解しないまま契約してしまった事例が見られます。

### ● 購入時には、購入条件や返品について確認

もしも商品に納得がいかなかった場合、返品ができるかどうか、そのための条件や手続きをあらかじめ確認しておきましょう。定期購入の解約についても販売会社により条件が様々ですので確認が必要です。

### ● 通信販売は、クーリング・オフができません

返品の可否や条件などは、販売会社が定めた返品のルールに従うことになります。

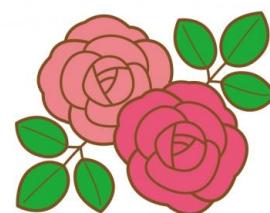
## 主婦連合会 消費者相談室

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

火・木 10:00～16:00

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://shufuren.net/wordpress/cc/>



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。  
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、  
お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。